

# 「相模原市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」に関するパブリックコメント手続の実施結果について

## 1 概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)による認定こども園法の改正により、平成30年4月1日から幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園をいう。以下「認定こども園」という。)の認定等に係る権限が都道府県知事から指定都市の長に移譲されることとなったことに伴い、本市における認定こども園の認定の要件を定めるため、相模原市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年相模原市条例第47号)を改正するにあたり、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、1人の方から1件のご意見をいただき、お寄せいただいたご意見についての意見募集の概要、ご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

## 2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 平成29年9月15日(金)～平成29年10月16日(月)
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、保育課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(青根・沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館

## 3 結果

### (1) 意見の提出方法

意見数		1人(1)件
内 訳	直接持参	0人(0)件
	郵送	0人(0)件
	ファクス	1人(1)件
	電子メール	0人(0)件

### (2) 意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など)

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
認定こども園の施設設備の基準に関する規定に関すること	1	0	1	0	0
合計	1	0	1	0	0

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
認定こども園の施設設備の基準に関する規定に関すること			
1	幼稚園型認定こども園の保育室の面積基準について、幼稚園の基準は子ども1人当たり1.3㎡であり、これと同一とすべき。	<p>満3歳以上の子どもについては、既存の幼稚園が幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合は、学級数に応じた園舎の基準面積（<math>320\text{m}^2 + (\text{学級数} - 2) \times 100\text{m}^2</math>）を満たしていれば、子ども一人当たりにつき1.98㎡の面積基準は適用されません。ただし、満2歳以上満3歳未満の子どもについては、幼稚園の基準では規定がなく、保育所と同様の一人当たり1.98㎡の基準を適用するものです。</p> <p>なお、幼稚園型認定こども園は認可を受けた幼稚園が認定を受けるため、満3歳以上の子どもに係る保育室につきましては、御意見にある子ども1人当たり1.3㎡の面積の基準は満たしているものと考えています。</p>	イ